

## 証票交付申請書

令和 年 月 日

(宛先) 飯能市選挙管理委員会委員長

後援団体の名称 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

- 1 推薦し、又は支持する公職の候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類

氏名 \_\_\_\_\_ 職業 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_ 公職の種類 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

- 2 政治団体としての届出先 \_\_\_\_\_

- 3 証票交付申請枚数 \_\_\_\_\_ 枚

- 4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚
	枚

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は \_\_\_\_\_ 枚です。

令和 年 月 日

公職の候補者等の氏名 \_\_\_\_\_

## 備考

- この申請書は、申請者が後援団体（公職選挙法第199条の5第1項に規定する後援団体をいう。）の場合の様式である。
- 公職の候補者等とは、公職選挙法施行令第110条の5第1項に規定する公職の候補者等をいう。
- 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 飯能市選挙管理委員会委員長

(注)

「政治団体設立届」と  
「会則」の写しを添  
付してください。

後援団体の名称 選挙三郎後援会代表者の氏名 飯能四郎主たる事務所の所在地 飯能市大字双柳1-1電話番号 042 (973) 2111

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 推薦し、又は支持する公職の候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類

氏名 選挙三郎職業 農業住所 飯能市大字双柳1-1公職の種類 市議会議員電話番号 042 (973) 21112 政治団体としての届出先 埼玉県選挙管理委員会3 証票交付申請枚数 6 枚

4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数
飯能市大字岩沢〇〇-〇(川寺五郎 方)	1 枚
飯能市大字名栗〇〇〇〇-〇(名栗六郎 方)	2 枚
・	枚
・	枚
・	枚
・	枚

(注) 候補者等に係る後援団体のすべてを通じて6枚まで、  
1つの事務所ごとに2枚までが上限となります。

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は 0 枚です。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

公職の候補者等の氏名 選挙三郎

備考

- この申請書は、申請者が後援団体(公職選挙法第199条の5第1項に規定する後援団体をいう。)の場合の様式である。
- 公職の候補者等とは、公職選挙法施行令第110条の5第1項に規定する公職の候補者等をいう。
- 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。